

ここでは、利用者から徴収する利用料金等として、利用者受入業務に係る利用料金、食事提供業務に係る食事料金、宿泊利用に係るリネン料金、体験活動プログラムの実施に必要な物品代等、宿泊利用に係る光熱水費実費相当額及び主催事業実施業務に係る参加料金（以下「利用料金等」という。）の考え方について示す。

1 基本的な考え方

- (1) 利用者から徴収する利用料金等は、事業者の提案により決定するが、既存施設の利用料金等を参考とし、本施設の設置目的や公の施設であることに配慮した価格設定とする。
- (2) 10円未満の端数がある場合は、切捨てとする。
- (3) 物価変動等による事業期間中の利用料金等の改定は、県と協議する。

なお、利用者受入業務に係る利用料金は、既存施設と同様、事業契約締結以降に県が定める条例により規定する範囲内において、県の承認を得た上で、改定可とする予定である。

2 利用料金等の考え方

No.	料金の種別	考え方
1	利用者受入業務に係る利用料金	下記3参照
2	食事提供業務に係る食事料金	食事提供業務に係る経費を勘案した価格設定
3	宿泊利用に係るリネン料金	シーツ等のクリーニング代の実費相当額
4	体験活動プログラムの実施に必要な物品代等	利用者に提供する体験活動プログラムや利用者からの要望に基づき準備する物品、講師派遣等に係る経費の実費相当額
5	宿泊利用に係る光熱水費	下記4参照
6	主催事業実施業務に係る参加料金	プログラムの内容により、上記No.1～No.5により構成

3 利用者受入業務に係る利用料金について

利用料金については、要求水準書P52「(7)-②利用料金」に記載のとおり事業者が定めることとしているが、宿泊を伴う利用における下記利用者及び宿泊を伴わない利用における下記利用目的に係る利用料金は無料とする。

なお、想定される無料とした場合の利用料金相当額については、既存施設の実績等を勘案した上で、サービス購入料として県が事業者を支払う。

(1) 宿泊を伴う利用

ア 栃木県内に所在する保育所又は幼保連携型認定こども園における保育の一環で利用する未就学児

イ 栃木県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部又は幼保連携型認定こども園における学校教育活動で利用する中学校生徒以下の者

(2) 宿泊を伴わない利用

- ア 栃木県内に所在する保育所又は幼保連携型認定こども園における保育の一環での利用
- イ 栃木県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部又は幼保連携型認定こども園における学校教育活動での利用
- ウ 栃木県教育委員会が主催する事業での利用

【図1】利用料金の徴収の可否

区分		宿泊を伴う利用		宿泊を伴わない利用
		中学校生徒以下の者	その他の者	
保育の一環及び学校教育活動での利用	県内学校等	×	○	×
	県外学校等	○	○	○
県教育委員会の主催事業での利用		○	○	×
上記以外での利用		○	○	○

4 宿泊利用に係る光熱水費について

- (1) 受益者負担の考え方から、本施設に係る光熱水費（別途事業者負担分を除く。）のうち宿泊利用に係る実費相当額を利用者から徴収する。
- (2) 参考までに、既存施設における実費相当額の算出の考え方は、次のとおりである。

$\text{宿泊利用に係る光熱水費} = \text{光熱水費}^{\ast} \times \frac{\text{宿泊エリア(宿泊室、浴室等)の延床面積}}{\text{施設全体の延床面積}}$ <p>※食事提供業務の受託事業者が別途負担する光熱水費を除く。</p>
--

- (3) 宿泊利用者及び別途受託事業者の負担となっている光熱水費以外については、その相当額をサービス購入料として県が事業者を支払う。この場合、上記(2)の算式の考え方に基づき相当額を算出する。

【図2】光熱水費の負担区分

経費区分		費用の負担者	回収方法
光熱水費	宿泊利用に係る費用	宿泊利用者	実費相当額を宿泊利用者から徴収
	食事提供業務等に係る費用	受託事業者	実費相当額を受託事業者から徴収
	上記以外に係る費用	県	県からのサービス購入料

5 その他

日帰り利用者の希望による浴室のシャワーの利用については、事業者の提案により、実費相当額を利用者から徴収することを可とする。